

### 3-3 所得種類別課税状況

#### (1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	1,008,360	151,254	2,574	5,099,713	6,110,647	151,254
社	債	1,227,533	184,130	4,630	3,605,581	4,837,744	184,130
預貯金	銀行預金	34,165,566	5,124,835	672,626	3,421,912	38,260,104	5,124,835
	銀行以外の金融機関の預金	28,546,220	4,281,933	1,572,189	16,621,426	46,739,835	4,281,933
	勤務先預金	1,596,240	239,436	5,051	-	1,601,291	239,436
合同運用信託の収益の分配		47,540	7,131	5,990	648	54,178	7,131
公社債投資信託の収益の分配等		73,686	11,053	38	6,791	80,515	11,053
小 計		66,665,145	9,999,772	2,263,098	28,756,071	97,684,314	9,999,772
定期積金の給付補てん金等		996,146	149,422	-	12,817	1,008,963	149,422
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		155,326	28,325	63	-	155,389	28,325
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		67,816,617	10,177,519	2,263,161	28,768,888	98,848,666	10,177,519

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息 特定投資法人の投資口の配当等	69,402,760	13,843,915	7,024,932	13,365,251	928,409	89,792,943	14,772,324
投資信託（公社債投資信託及び公募公 社債等運用投資信託を除く。）及び特 定目的信託の収益の分配	-	-	1,561,531	834,282	57,305	2,395,813	57,305
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	19,503,455	1,364,995	19,503,455	1,364,995
計	69,402,760	13,843,915	8,586,463	33,702,988	2,350,709	111,692,211	16,194,624

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整  
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源 泉 徴 収 税 額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	25,575,168	1,790,223

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	千円 1,024,918,468	千円 30,164,820	千円 4,275,071,762	千円 134,554,026	千円 5,299,990,230	千円 164,718,846
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	2,672,420	24,630	31,274,303	383,674	33,946,723	408,304
	計	1,027,590,888	30,189,450	4,306,346,065	134,937,700	5,333,936,953	165,127,150
退 職 所 得		105,536,022	1,355,854	95,764,360	3,567,381	201,300,382	4,923,235
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	-	-	-

調査対象等：給与等の支払者から平成23年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成22年2月から平成23年1月までに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

用語の説明：1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。

2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。

3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

## (5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	5,099,530	730,293
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	34,901,099	3,909,117
	診療報酬	39,288,965	3,366,743
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料金	26,760,679	1,857,477
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	672,824	70,204
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	4,596,481	224,725
	契約金・賞金	568,705	38,874
	小 計	111,888,283	10,197,433
法第203条の2該当（公的年金等）		5,788,357	97,735
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		78,032,673	460,232
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		-	-
計		195,709,313	10,755,400
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等：報酬・料金等の支払者から、平成23年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成22年2月から平成23年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

## (6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	324,986	38,338
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託 (公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特 定受益証券発行信託の収益の分配	2,416,125	156,462
匿名組合契約に基づく利益の分配	-	-
給 与 ・ 賞 与 等	543,868	55,363
退 職 手 当 等	23,862	4,040
人 的 役 務 の 報 酬	52,162	10,375
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料 又はその譲渡による対価	230,024	24,272
著作権の使用料又はその譲渡による対価	47,145	4,823
貸 付 金 の 利 子	229,300	45,651
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、 船舶の貸付による所得	48,129	9,430
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	9,230	923
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	178,616	34,214
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	-	-
合 計	4,103,447	383,892

調査対象等：平成22年2月から平成23年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。